

国立大学法人総合研究大学院大学業務方法書

平成16年5月24日

平成21年 月 日

文部科学大臣認可

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、国立大学法人総合研究大学院大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 法人は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(機構等法人との関係協力)

第5条 法人は、機構等法人（大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を承継する放送大学学園を含む。以下同じ。）と締結した関係協力に関する協定に基づき、業務運営を行う。

2 法人は、総合研究大学院大学の教育研究の業務に要する経費を機構等法人と協議の上、法人予算の範囲内で当該機構等法人に対して負担する。

(業務執行に関する規則等の制定)

第6条 法令及びこの業務方法書に定めるものを除くほか、法人の業務運営に関して必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この業務方法書は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成21年 月 日文部科学大臣認可）

この業務方法書は、平成21年4月1日から適用する。

国立大学法人総合研究大学院大学業務方法書新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(<u>大学共同利用機関等法人</u>との関係協力)</p> <p>第5条 法人は、<u>大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センター</u>(以下「<u>大学共同利用機関等法人</u>」という。)と締結した「<u>総合研究大学院大学における関係協力に関する協定書(平成16年4月14日締結)</u>」に基づき、業務運営を行う。</p> <p>2 法人は、総合研究大学院大学の教育研究の業務に要する経費を<u>大学共同利用機関等法人</u>と協議の上、法人予算の範囲内で当該<u>大学共同利用機関等法人</u>に対して負担する。</p> <p>第6条 【略】</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(<u>機構等法人</u>との関係協力)</p> <p>第5条 法人は、<u>機構等法人(大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を承継する放送大学学園を含む。以下同じ。)</u>と締結した<u>関係協力に関する協定</u>に基づき、業務運営を行う。</p> <p>2 法人は、総合研究大学院大学の教育研究の業務に要する経費を<u>機構等法人</u>と協議の上、法人予算の範囲内で当該<u>機構等法人</u>に対して負担する。</p> <p>第6条 【略】</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成16年4月1日から適用する。 <u>附 則(平成21年月 日文科科学大臣認可)</u> <u>この業務方法書は、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に伴う変更</p> <p>適用日を定める必要があるため。</p>